

白岡市こども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

社会保険診療報酬支払基金法の一部が改正されたことに伴い、白岡市こども医療費支給に関する条例等の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第1条関係

社会保険診療報酬支払基金法が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法に改められ、法人の名称についても医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に改めたことに伴い、白岡市こども医療費支給に関する条例中、第5条第4項について、改正を行うものである。

(2) 第2条関係

社会保険診療報酬支払基金法が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法に改められ、法人の名称についても医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に改めたことに伴い、白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例中、第8条第4項について、改正を行うものである。

(3) 第3条関係

社会保険診療報酬支払基金法が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法に改められ、法人の名称についても医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に改めたことに伴い、白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例中、第7条第4項について、改正を行うものである。

3 施行期日

令和8年10月1日から施行する。